（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十七条の八　適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

一　リスク・センシティブ手法

二　簡便的手法

2　前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額（K_{CM}）に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一　所要自己資本額（K_{CM}）は次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM}=\left(1+\frac{A_{Net.1}+A_{Net.2}}{\sum_i A_{Net.i}}\cdot\frac{N}{N-2}\right)\cdot\frac{DF}{DF_{CM}}\cdot K^*_{CM}$$

$$K^*_{CM}=\begin{cases}100\%\cdot 1.2\cdot(K_{CCP}-DF^*)+100\%\cdot DF^*_{CM} & if \quad DF^*<K_{CCP} \quad \text{(i)}\\ 100\%\cdot(K_{CCP}-DF_{CCP})+c_1\cdot(DF^*-K_{CCP}) & if DF_{CCP}<K_{CCP}\leqq DF^* \text{(ii)}\\ c_1\cdot DF^*_{CM} & if \quad K_{CCP}\leqq DF_{CCP} \quad \text{(iii)}\end{cases}$$

$$K_{CCP}=\sum_i max\left(EBRM_i-IM_i-DF_i,\ 0\right)\cdot 20\%\cdot 8\%$$

$$DF_{CM}=\sum_i DF_i$$

$$DF^*_{CM}=DF_{CM}-2\cdot DF_{CM}/N$$

$$DF^*_{CCP}=DF_{CCP}+DF^*_{CM}$$

$$c_1=Max\left\{\frac{1.6\%}{\left(DF^*/K_{CCP}\right)^{0.3}};\ 0.16\%\right\}$$

K^*_{CM}は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号及び第九号において同じ。）

Nは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号及び第九号において同じ。）

DFは、当該適格中央清算機関に農林中央金庫が拠出した清算基金の額

DF_{CCP}は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

EBRMiは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IMiは、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金（第九号において同じ。）

DFiは、直接清算参加者iが拠出した清算基金

$A_{Net.i}$は、直接清算参加者iに対するEBRMiの額（第八号及び第九号において同じ。）

$A_{Net.1}$は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

$A_{Net.2}$は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

$\sum_i A_{Net.i}$は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。）

二　前号におけるエクスポージャーの額は、第八十一条及び第九十条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。

三　前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額の計算については、第五十六条の二のカレント・エクスポージャー方式を用いる。

四　前号の場合において、第五十六条の二第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

$$\text{ネットのアドオン}=0.15\times\text{グロスのアドオン}+0.85\times\frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}}\times\text{グロスのアドオン}$$

五　第三号の場合において、第五十六条の二第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十六条の三第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六　第二号の場合において、第七十七条第二項第一号ニ（第八十四条第五項において適用する場合を含む。）の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

七　当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、DF_{CCP}が当該区分ごとに分別管理されていない場合は、当該区分ごとのDF_{CCP}は$\sum_i A_{Net.i}$の額の割合に応じた額とする。

八　第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額（DF_{CM}）が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額（K_{CM}）を算出することを要する。

$$K_{CM}=\left(1+\frac{A_{Net.1}+A_{Net.2}}{\sum_i A_{Net.i}}\cdot\frac{N}{N-2}\right)\cdot\frac{DF^*}{\sum_i DF^*_i}\cdot K^*_{CM}$$

DF^*は、当該適格中央清算機関に対する農林中央金庫の未拠出の清算基金の額

DF^*_iは、直接清算参加者iの未拠出の清算基金の額

九　前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額（K_{CM}）を計算することを要する。

$$K_{CM}=\left(1+\frac{A_{Net.1}+A_{Net.2}}{\sum_i A_{Net.i}}\cdot\frac{N}{N-2}\right)\cdot\frac{IM}{\sum_i IM_i}\cdot K^*_{CM}$$

IMは、当該適格中央清算機関に農林中央金庫が拠出した当初証拠金の額

3　第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

$$Min\left\{\left(2\%\cdot TE+1250\%\cdot DF\right),\ 20\%\cdot TE\right\}$$

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

DFは、当該適格中央清算機関に農林中央金庫が拠出した清算基金の額

（適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十七条の九　適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、当該中央清算機関に拠出した清算基金の額に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

（直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に当たって簡便的手法を用いる場合に係る経過措置）

第二条　この告示の適用の日から平成二十五年六月二十九日までの間、この告示による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二百四十七条の八第二項第四号の規定にかかわらず、ネットのアドオンの算出に当たっては、次の算式を用いることができる。

$$\text{ネットのアドオン}=0.15\times\text{グロスのアドオン}+0.85\times 0.30\times\text{グロスのアドオン}$$